

「新生パワートラスト 実績配当型金銭信託（予定配当率固定型）」の信託約款

新旧対照表

第 18 条第 4 項③を以下のとおり変更します。（下線部は変更箇所）

変更前	変更後
<p>4. 前三項にかかわらず、当社は以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合には、信託契約を中途解約することができます。この場合、当社は中途解約の効力発生日を、以下の各号の事由発生後の日と定めることができます。</p> <p>① 受益者が死亡したとき。</p> <p>② 募集要項において定める購入申込条件を充足しなくなったとき。</p> <p>③ 受益者が株式会社新生銀行に開設した預金口座における当座貸越金を本商品の購入代金の原資として用いたとき。</p>	<p>4. 前三項にかかわらず、当社は以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合には、信託契約を中途解約することができます。この場合、当社は中途解約の効力発生日を、以下の各号の事由発生後の日と定めることができます。</p> <p>① 受益者が死亡したとき。</p> <p>② 募集要項において定める購入申込条件を充足しなくなったとき。</p> <p>③ 受益者が株式会社 SBI 新生銀行に開設した預金口座における当座貸越金を本商品の購入代金の原資として用いたとき。</p>